

岡崎市水道局公告第6号

男川浄水場更新事業を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第6条の規定により、特定事業として選定したので、同法第8条に規定する特定事業選定における客観的評価の結果を別紙のとおり公表する。

平成24年3月26日

岡崎市水道事業  
岡崎市長 柴田 紘一